

支援金詳細

一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成

制度に新たに加入する事業主や、既に同制度に加入している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成するものであり、同制度への加入促進と退職金水準の向上を目的としています。

地域	
支援の種類	助成型（ 2）
利用目的	人材育成・雇用
対象	対象となる措置： 新規加入掛金助成...事業主が新たに中退共済制度に加入し、掛金を納付すること 掛金月額変更掛金助成...事業主が対象労働者の掛金月額を増額変更すること
公募期間	～
上限金額・助成金	：（ 1）対象労働者の掛金月額の 1 / 2（労働者ごとに上限5000円）が、事業主が中退共済制度に新たに加入してから 4 か月目より 1 年間控除（ 2）1 週間の所定労働時間が 3 0 時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額が適用されている場合は、（ 1）の控除額に、掛金月額が2000円の場合は300円、3000円の場合は400円、4000円の場合は500円を上乗せした額がそれぞれ控除 対象労働者の掛金月額を増額分（増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額）の 1 / 3 の額が、増額した月より 1 年間、増額後の掛金月額の納付額から控除
給付要件	
その他	
問合せ先	（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 電話：03 6907-1234
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000208406.html